様式第5号別紙3　賃上げ対象者名簿（他業種事業所用）

事業所名：

（単位：円　税抜）

従業員氏名	生年月日	採用年月日	令和８年１月							賃上げ後（令和８年　月）											賃上げ額 =H-A	賃上げ率 =S/A	要件可否	備考
			割増賃金の基礎となる賃金 A	Aのうち勤務日数で変動するもの B	Bの勤務日数 C	Aのうち勤務時間で変動するもの D	Dの勤務時間数 E	Aのうち出来高で変動するもの F	Fの出来高 G	割増賃金の基礎となる賃金（調整後） H	割増賃金の基礎となる賃金 I	Iのうち勤務日数・時間・出来高で変動しないもの J	Iのうち勤務日数で変動するもの K	Kの勤務日数 L	Iのうち勤務時間で変動するもの M	Mの勤務時間数 N	Iのうち出来高で変動するもの O	Oの出来高 P	当月の手当のうち１月支給額に含まれないもの Q	1月の手当のうち当月支給額に含まれないもの R	S	T		
記載例 A:月給制	1995.10.1	2022.4.1	300,000							312,000	320,000	320,000							20,000	12,000	12,000	4.00%	可	
記載例 B:日給制	1995.10.1	2022.4.1	300,000	280,000	20					332,500	264,000	14,000	250,000	16					6,000	12,000	32,500	10.83%	可	
記載例 C:時給制	1995.10.1	2022.4.1	320,000			300,000	160			351,429	246,000	14,000			232,000	112			6,000	12,000	31,429	9.82%	可	
記載例 D:歩合制	1995.10.1	2022.4.1	320,000					28,000	20	332,250	320,000	295,000					25,000	16	6,000	12,000	12,250	3.83%	可	
E:再任用に変更	1995.10.1	2022.4.1	300,000							212,000	220,000	220,000							20,000	12,000	-88,000	-29.33%	否	再任用に変更
F:自己都合退職	1995.10.1	2022.4.1								-											-	-	可	自己都合退職
H:営業手当増額	1995.10.1	2022.4.1	250,000							261,000	281,000	281,000							20,000		11,000	4.40%	可	
										-											-	-	可	
I：20日締め時給者	1995.10.1	2022.4.1	198,000			198,000	165			206,250	212,500				212,500	170					8,250	4.17%	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
合計			1,688,000	280,000	20	498,000	325	28,000	20	1,795,429	1,643,500	924,000	250,000	16	444,500	282								

歩合制の場合は、その出来高・単価が確認できる証票を添付してください。

J-Q+R＋((K/L)×C)＋((M/N)×E)＋((O/P)×G)

※以下のとおり、賃金単価の上昇を比較に反映できるように調整しています。
J ←勤務日数等で変動しない賃金（月給＋手当（勤務日数等で変動しないもの））
-Q+R ←特定の条件を満たした場合に支給される手当のうち、当該月のみに支給のあった賃金を除き、1月のみに支給のあった賃金を加算
＋((K/L)×C) ←1月の勤務日数に当該月の単価を乗じた日給
＋((M/N)×E) ←1月の勤務時間数に当該月の単価を乗じた時間給
＋((O/P)×G) ←1月の出来高に当該月の単価を乗じた歩合給

例えば、従業員が、2月以降に資格を取得し、資格手当が支給されることになった場合等に記載してください。
当該資格の習得による賃金の加算は、賃上げにはあたらないため、賃上げ後の額から差し引いて比較します。（当該手当が新設された場合を除く。）
ただし、当該手当について、1月の規定支給額（条件を満たしていれば支給された額）より、当該月の支給額が上がっている場合は、その増加額は賃上げ額として加算するため、賃上げ後の支給額ではなく、1月の規定支給額を記載してください。

例えば、1月に皆勤手当を支給されていた従業員が、賃上げ後の月に欠勤し、当該手当が支給されなくなった場合などに記載してください。
当該支給額の減少は、賃上げとは関係ないため、賃上げ後の額に、1月の支給額（当該月の規定支給額の方が多い場合はその額）を加算します。（当該手当を廃止した場合を除く。）

※1円未満の端数が出た場合は、50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げを行い、その賃金額を基準に比較します。（端数処理後の数字比較で3.4%を上回る賃上げが必要です。）
※割増賃金の基礎となる賃金とは、労働の対価として支払われた賃金のうち、以下のものを除いたものを指します。
(1)家族手当（扶養の有無に関係なく一律支給するものを除く），(2)通勤手当（一律支給や実費を超える支給ものを除く），(3)別居手当，(4)子女教育手当，(5)住宅手当（賃貸・持家に関係なく一律支給するものを除く），(6)臨時に支払われた賃金（毎月定額支給されているものを除く），(7) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金，(8)時間外手当
なお、以下のものは、割増賃金の基礎となる賃金に含みます。（例示）・歩合給・役職手当・資格手当・技能手当・職務手当・営業手当（定額支給型）・精皆勤手当
※補助対象事業所において、常時使用する各従業員に支払う賃金のうち割増賃金の基礎となる賃金の合計額を指します。なお、比較にあたっては、次のとおり取り扱います。
(1)**合計額のみではなく、従業員ごとに比較する。**
(2)使用者の責めに帰すべきものでないと財団理事長が認める理由により、当該比較月を通して在籍しない者、又は、賃金が3.4%を上回らなかった者は、比較対象から除く。
(3)勤務時間・勤務日数・出来高に応じて変動する支給額は、引上げ後の月の単価に、基準月の勤務時間・勤務日数・出来高を乗じて算出した額を用いて比較する。
(4)特定の条件を満たした場合に支給される手当で、引上げ後の月にのみに支給のあったものは、引上げ後の月から差し引く（当該手当を新設した場合を除く。）。ただし、引上げ後の月の支給額が１月の規定支給額（条件を満たしていれば支給された額）よりも上がっている場合は、1月の規定支給額を差し引く。
(5)特定の条件を満たした場合に支給される手当のうち、１月のみに支給のあったものは、引上げ後の月に、１月の支給額（引上げ後の月の規定額の方が多い場合はその額）を加算する（当該手当を廃止した場合を除く。）。
※勤務日数・勤務時間について、有休休暇、特別休暇（有給）を取得した日・時間も含んで記載してください。（なお、休日出勤した日・時間と、それに対応した手当は含めません。）
※有休休暇、特別休暇（有給）を取得した日・時間、休日出勤した日・時間について、賃金台帳で確認できない場合は、別途、証票を添付してください。